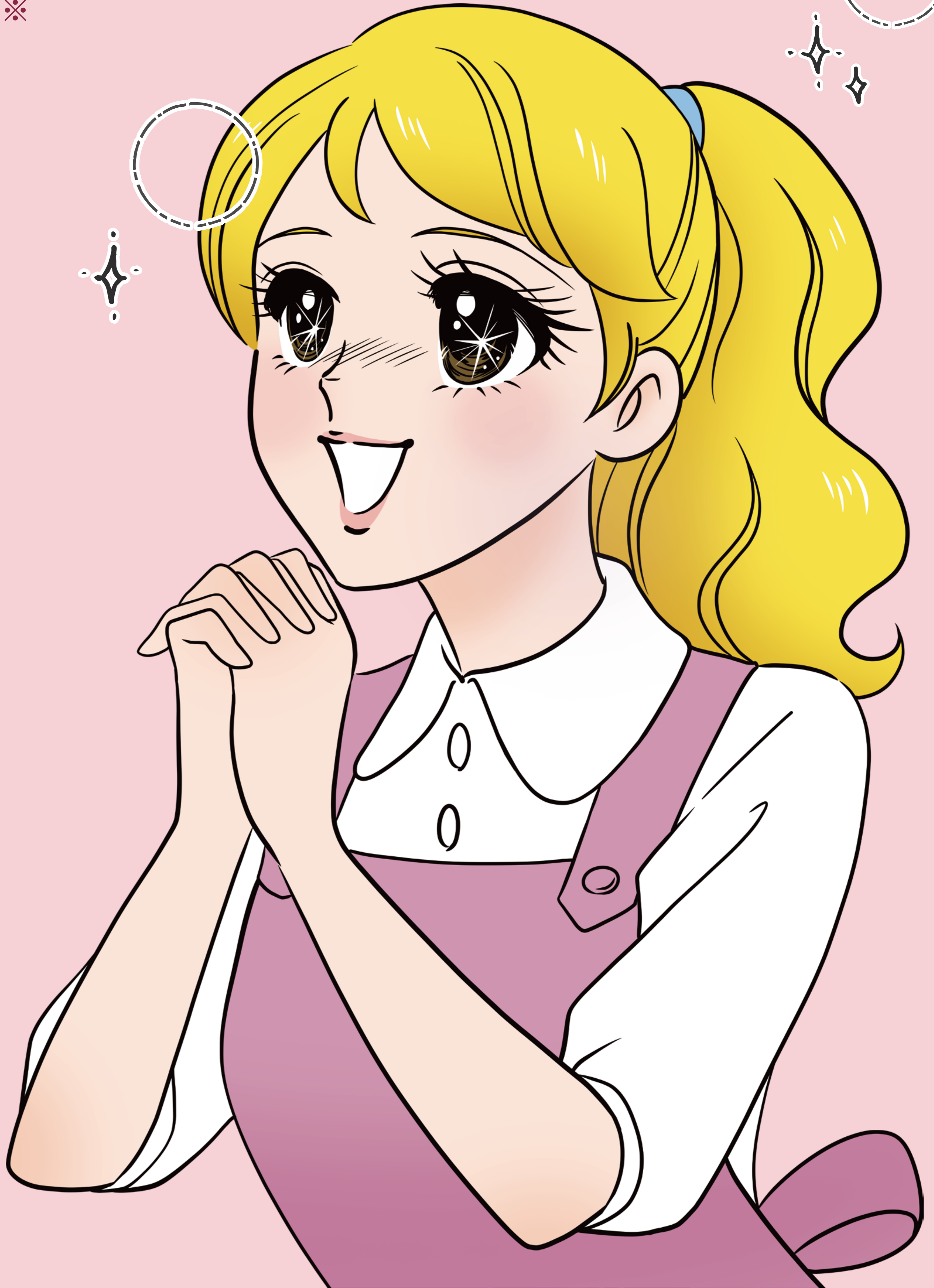


家政婦 家政夫 は知った！ ※ 労災保険に特別加入できることを



労災保険は、仕事や通勤中のけがの治療や休業補償などを受けられる制度です。家政婦・家政夫も労災保険に特別加入することができ、家政婦(夫)紹介所等を通じて手続きを行います。加入した場合は、選んだ金額に応じた補償が受けられます。

制度の詳しい内容については労災保険相談ダイヤル、または、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ、加入手続きについては家政婦(夫)紹介所等へお問い合わせください。

「労災保険の特別加入」の詳細はこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00009.html

労災保険相談
ダイヤル



0570-006031

受付時間 月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始はお休みします)



労災保険に特別加入すると、以下の補償が受けられます。

治療が必要なとき	仕事や通勤中のけがの治療費が無料になります
休業し収入が得られないとき	加入時に選んだ金額の8割を支給します
療養が長期に及び重篤なとき	傷病の程度に応じて年金を支給します
治ゆ後に後遺障害が残ったとき	障害の程度に応じて年金または一時金を支給します
死亡してしまったとき	遺族の方に年金または一時金を支給します

具体的補償の支給要件、支給内容等については、労災保険相談ダイヤル、または、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にご確認ください。

※家政婦・家政夫とは、労働基準法が適用除外とされている家事使用人を指します。